

審 査 基 準

基準の名称		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
麻薬及び向精神薬取締法	5 0 の 5 ー 1	向精神薬試験研究施設設置者の登録
基 準 の 内 容		
1 申請者がそれぞれ法第50条の5第1項に該当すること。 向精神薬試験研究施設設置者の登録は、都道府県知事が、それぞれ向精神薬試験研究施設ごとに行う。 2 申請者が法第50条の5第2項に該当しないこと。 (参考) 向精神薬試験研究施設設置者の登録手続提出書類等 ア 申請書 イ 向精神薬試験研究施設の平面図 ウ 向精神薬に関する学術研究又は試験検査の概要 エ 登録を受けようとする者が法人であるときは、登記の謄本 オ 手数料（県収入証紙）		